

令和6年度介護保険制度改正に おける対応について

～令和7年度から義務付けられる取組の再周知及び基準遵守の徹底～

青森市 福祉部 介護保険課

令和6年度 介護サービス事業者等集団指導

令和6年度介護保険制度改正における対応について

経過措置の終了等により令和7年度から義務づけられる取組の再周知及びその他基準の徹底について、現時点で未整備の取組がある場合は、対応してください。

目 次

項目	ページ	対象となるサービス
目次	1	
1 「書面揭示」規制の見直し	2	全サービス共通
2 業務継続計画に向けた取組の強化	3～4	全サービス共通
3 身体的拘束等の適正化の推進	5～6	全サービス共通
4 認知症介護基礎研修の受講	7	無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防支援を除く全サービス
5 協力医療機関との連携	8	居住系、施設系サービス
6 高齢者虐待防止の推進	9～11	全サービス共通
7 令和9年3月31日までの経過措置の取組	12	

1 「書面掲示」規制の見直し（全サービス共通）

◆令和7年度から運営規程の概要等の重要事項等について、インターネット上で情報の閲覧が完結できるよう、「書面掲示」に加え、ウェブサイト（法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム上）への掲載・公表を義務化

・介護サービス情報公表システムについて

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou.html>

・情報の公表について

青森県

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/jg_kaigoservice_johokohyo.html

2

令和7年4月から事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載、公表しなければなりません。

なお、介護サービス情報公表システムに関する問い合わせは、青森県高齢福祉保険課へお願いします。

2 業務継続計画に向けた取組の強化（全サービス共通）

◆感染症および非常災害の業務継続計画の策定、研修の実施、訓練の実施が義務付けられています。

（1）感染症に係る業務継続計画（BCP）に記載すべき項目

- ・ 平時からの備え（体制の構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
 - ・ 初動対応
 - ・ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者・関係機関との情報共有等）
- ※項目については、上記の他に、各事業所の実態に応じて設定することが可能

（2）非常災害に係る業務継続計画（BCP）に記載すべき項目

- ・ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
 - ・ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
 - ・ 他施設及び地域との連携
- ※想定される災害等が地域によって異なるため、その他の項目については、実態に応じて作成すること

（3）研修の実施

研修は、定期的及び新規採用時に実施する必要があります。

- ・ 年1回以上の研修が必要なサービス・・・訪問系、通所系、短期入所系、多機能系、福祉用具、介護支援、有料のサービス
- ・ 年2回以上の研修が必要なサービス・・・居住系、施設系、老福系のサービス

業務継続計画に向けた取組の強化について

・感染症及び非常災害に係るそれぞれの業務継続計画について、厚生労働省のガイドラインや研修動画などを参考に、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、平常時と緊急時の対応や関係機関との連携体制などを盛り込んで作成してください。

・研修では、業務継続計画の具体的内容を従業者間で共有してください。また、全ての従業者が参加できるようにしてください。

(4) 訓練の実施

訓練は、定期的を実施する必要があります。

- ・年1回以上の訓練が必要なサービス・・・訪問系、通所系、短期入所系、多機能系、福祉用具、介護支援、有料のサービス

- ・年2回以上の訓練が必要なサービス・・・居住系、施設系、老福系のサービス

※訓練の実施は机上を含め、その実施方法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら行うこと。

(5) 基本報酬の減算

◆経過措置期間が終了するため、令和7年4月から感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合かつ当該業務継続計画に従い、必要な措置が講じられていない場合、基本報酬が減算されます。

※（介護予防）居宅療養管理指導、特定（介護予防）福祉用具販売を除く。

＜介護施設・事業所における業務継続ガイドライン＞

新型コロナ感染症・自然災害発生時の「業務継続ガイドライン」「BCPひな形」を掲載した厚生労働省ホームページ掲載場所
ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞介護・高齢者福祉＞介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

4

・訓練では、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習などを行ってください。また、全ての従業者が参加できるようにしてください。

・業務継続計画が未策定の施設、事業所は運営基準違反となりますので、未策定の場合は速やかに厚生労働省の資料等を参考に策定してください。

・業務継続計画未策定減算について

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の間164～166のとおりですので、確認してください。

3 身体的拘束等の適正化の推進（全サービス共通）

（1）身体的拘束等の適正化の推進

※施設系、居住系サービスは既に義務化

- ◆短期入所系、多機能系サービス・・・身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施、身体的拘束等を行う際の記録）を義務化
- ◆訪問系、通所系、福祉用具 介護支援サービス・・・・利用者又は他の利用者の身体を保護するため緊急やむを得ず身体的拘束等を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務化

（2）委員会の開催

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催（3か月に1回）し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること

[具体的内容例]

- イ 報告様式の整備 ロ 発生ごとの状況、背景等の報告 ハ 報告事例の集計、分析
- ニ 発生原因、結果等のとりまとめ、事例の適正性と適正化策 ホ 報告事例及び分析結果の周知
- ヘ 適正化策の効果の評価

5

身体的拘束等の適正化の推進について

・短期入所系、多機能系サービスは、身体的拘束等の適正化のための措置が義務付けられました。

・訪問系、通所系、福祉用具、介護支援サービスは、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に、身体的拘束等を行う際の記録が義務付けられました。

（施設系、居住系サービスは既に義務付け）

・委員会では、具体的対策の検討を行ってください。

※身体的拘束に該当する事案がない場合でも必ず開催してください。

(3) 指針の整備

身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること

〔記載内容例〕

イ 基本的な考え方 ロ 委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 研修に関する基本方針
ニ 発生した際の報告方法等の方策に関する基本方針 ホ 発生時の対応に関する基本方針
ヘ 利用者等に対する指針の閲覧に関する基本方針 ト その他推進のために必要な基本方針

(4) 研修の実施

研修を定期的（年2回以上）及び新規採用時に実施すること

(5) 基本報酬の減算

◆短期入所系、多機能系サービス

令和7年度から身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施、身体的拘束等を行う際の記録）が講じられていない場合、経過措置が終了するため、基本報酬を減算

- ・研修では、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及、啓発するようにし、指針に基づき研修プログラムを作成し、定期的及び新規採用時に実施してください。
- ・研修の実施内容について記録してください。

・短期入所系、多機能系サービスは、令和7年4月から措置が講じられていない場合、減算になります。

なお、施設系、居住系サービスは、既に身体拘束廃止未実施減算が適用されています。

4 認知症介護基礎研修の受講

対象サービス: **全サービス** ※無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防支援を除く

- ◆ 事業者は、医療・福祉関係の資格を有さない介護に直接携わる職員に**認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること**

※必要な措置とは

(例) 受講しやすい環境の整備

(e-ラーニングの利用による業務の負担軽減、シフト変更)

受講費用の事業者負担、助成制度等

- ◆ **新規採用者**の受講については**1年の猶予期間**を設定

7

・認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症のかたの尊厳の保障を実現していく観点から、介護にかかわるすべての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さないものについて、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられました。

なお、新規採用者の受講については1年の猶予期間が設けられています。

青森県ではeラーニングによる基礎研修を行っています。

詳細は青森県のホームページを確認してください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/nintisyoukaigokisokensyuu.html>

5 協力医療機関との連携（居住系、施設系サービス）

（1）協力医療機関との連携体制の構築

- ◆居住系サービス・・・利用者の病状の急変時等に対応するための協力医療機関をあらかじめ定めるよう努めなければならない。
- ◆施設系サービス・・・入所者の病状の急変時等に相談対応、診療を行う体制、緊急時に入所者の入院を受け入れる体制を確保した協力医療機関をあらかじめ定めておかなければならない。
（令和9年3月31日までの経過措置）

（2）新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

- ◆施設内の感染者への診療等を迅速に行うために第二種協定指定医療機関との間で新興感染症発生時等の対応を取り決めるよう努める。また、協力医療機関が、協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。

（3）医療機関に関する届出

- ◆1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者（または入所者）の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市に届け出ること。協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合には市に届け出ること。

8

連携体制の構築について、高齢者施設内等で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、

居住系サービスは、

ア 以下の要件を満たす協力医療機関を定めるよう努める。

- ①利用者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること
 - ②診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること
- イ 1年に1回以上、利用者の病状の急変が生じた場合の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市に提出
- ウ 利用者が協力医療機関等から退院可能となった場合に、速やかに再入居させることができるよう努めること

施設系サービスは、

ア 以下の要件を満たす協力医療機関を定めることを義務付ける。

- ①入所者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること
 - ②診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること
 - ③入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること（③は病院に限る）
- イ、ウは居住系と同内容

6 高齢者虐待防止の推進（全サービス共通）

◆虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を置くことが義務付けられています。

（1）運営規程

運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること。

（2）委員会の開催

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に（年1回以上）開催し、従業者にその結果の周知徹底を図ること。

〔記載内容例〕

- イ 委員会その他事業所内の組織に関すること
- ロ 指針の整備に関すること
- ハ 研修の内容に関すること
- ニ 相談、報告体制の整備に関すること
- ホ 高齢者虐待を把握した場合の市町村通報方法に関すること
- ヘ 発生時の発生原因等の分析から得られる再発防止に関すること
- ト 再発防止策の評価に関すること

※委員会において、経済的虐待を防止する観点からの入所者・入居者の預り金等の適切な金銭管理の方針・方法等についての具体策の検討を行うこと。

【参照】

「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知、最終改正令和6年老高発0315第1号、老認発0315第1号、老老発0315第1号）

9

・虐待の防止のための措置に関する事項は、必ず運営規程に定めてください。

・虐待の防止のための対策を検討する委員会は、虐待等の発生の防止、早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成し、定期的に開催してください。

・他のサービス事業者と連携して行うことや、事業所内で他の会議体を設置している場合は一体的に運営することも可能なので、各事業所の組織形態に合わせた対応をしてください。

・また、委員会で得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策など）は、従業者に周知徹底してください。

・経済的虐待を防止する観点からの入所者、入居者の預り金等の適切な金銭管理の方針、方法等についての具体策も検討してください。

(3) 指針の整備

虐待の防止のための指針を整備する。

〔記載内容例〕

- イ 基本的な考え方 ロ 委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 研修に関する基本方針
- ニ 発生時の対応方法に関する基本方針 ホ 発生時の相談、報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する指針の閲覧に関する事項 リ その他推進のために必要な事項

(4) 研修の実施

従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上又は年2回以上)実施し、研修の実施内容についても記録すること。(新規採用時研修は必須)

※研修のカリキュラムの内容に、高齢者虐待防止の基礎的な事項に加え、ストレスマネジメントやアンガーマネジメントについての内容を含めること。

【委員会の運営方法や指針の内容、研修の内容等の参照】

認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備」令和4年3月版

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000943605.pdf>)

(5) 担当者の設置

上記(1)から(4)の措置を適切に実施するための担当者を設置すること。

10

・虐待の防止のための指針は記載内容例を参考に整備してください。

・従業者に対する研修は、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及、啓発するものとして、虐待の防止の徹底をしてください。

・指針に基づいて研修プログラムを作成して行ってください。また、研修の実施内容については必ず記録してください。

・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置いてください。当該担当者は、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。

・なお、研修の回数については、サービスによって回数が異なり、居住系、施設系サービスは年2回以上、その他のサービスは、年1回以上です。

(6) 基本報酬の減算(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く)

高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を置くことの措置が講じられていない場合、基本報酬を減算((介護予防)福祉用具貸与は令和9年3月31日までの経過措置)

※高齢者虐待防止のための措置(委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を置くこと)の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。
研修の実施回数は、サービスによって異なるので留意すること。

高齢者虐待防止措置未実施減算について

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」の問167～170のとおりですので、確認してください。

7 令和9年3月31日までの経過措置の取組

- ◆令和3年3月31日時点でやむを得ず主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所における管理者要件の適用を猶予
- ◆特定施設入居者生活介護における口腔衛生管理の強化（口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと）
- ◆短期入所系、多機能系、居住系、施設系サービスにおける介護現場の生産性の向上（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置）
- ◆施設系サービスにおける協力医療機関との連携体制の構築（入所者の病状の急変時等に相談対応や診療を行う体制や緊急時に原則入院できる体制を確保した協力医療機関をあらかじめ定めておくこと）
- ◆（介護予防）福祉用具貸与における虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合の基本報酬の減算
- ◆（介護予防）居宅療養管理指導における虐待の発生又はその再発を防止するための措置
- ◆（介護予防）居宅療養管理指導における業務継続計画の策定等

12

・令和9年3月31日までの経過措置については、これらのとおりとなっていますので期間内に対応するようお願いします。

・その他、令和6年度の改正に伴う内容については、昨年度の集団指導資料の「【資料1】令和6年度介護保険制度改正等について」を再確認してください。